

秋田県第二種特定鳥獣管理計画
(第1次イノシシ)

秋田県

平成29年3月(策定)

目 次

第1	計画策定の目的及び背景	1
1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景	1
第2	管理すべき鳥獣の種類	1
第3	計画の期間	1
第4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
第5	現状	2
1	生息状況	2
2	生息環境	3
3	被害状況	3
第6	管理の目標	4
1	基本目標	4
2	目標を達成するための基本的な考え	4
第7	具体的な管理目標及び管理方式	4
1	農業被害対策	4
2	生息環境管理	4
3	狩猟による捕獲圧の確保	4
4	個体数調整	5
5	モニタリング及び目標の管理	5
6	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	5
7	事業実施に向けた予算の確保	6
第8	計画の実施体制及び普及啓発等	6
1	各機関・団体の果たす役割	6
2	管理の担い手の確保と人材の育成	7
3	隣接県との調整	8
4	捕獲物の適正な処理	8
5	普及啓発及び広報活動	8

第1 計画策定の目的及び背景

1 計画策定の目的

本県に生息するイノシシについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制し、農林業、生活環境、森林生態系への被害を未然に防止することを目的とする。

2 計画策定の背景

イノシシは、ヨーロッパからアジアにかけて広く生息し、日本ではニホンイノシシとリュウキュウイノシシの2亜種が生息している。ニホンイノシシは、本州、四国、九州に広く分布し、本県を含む本州の日本海側北部は空白区域であった。リュウキュウイノシシは、奄美大島、徳之島、沖縄島、石垣島、西表島に生息する。

イノシシは、高い商品価値を持つため、高い狩猟圧が加わり、一時は地域的な個体群の衰退も見られたが、近年は生息域が拡大し、西日本を中心に甚大な農業被害や生活環境被害が発生している。隣接県では、山形県で毎年被害が拡大しているほか、岩手県でも、宮城県に接している県南部での被害が増えている状況にある。

分布制限要因としては、積雪深30cm以上が70日以上続く積雪条件と、森林面積率が40%以下となるような土地利用条件が指摘されてきたが、本県において、平成24年2月に県南部の湯沢市秋ノ宮地区で1頭が狩猟捕獲されて以降、交通事故等による死亡個体の回収や目撃情報が年々増え、その地域も急速に拡大し、平成28年までの4年間で県北部まで拡大している。こうした状況から、本県においても、生息域は拡大し、生息数も増加していると見られ、平成28年6月には初めて農業被害も確認された。

このため、本県で生息するイノシシについて、生息数の水準と行動域を適正なものとなるよう管理していく必要があり、第二種特定鳥獣管理計画として本計画を策定するものである。

第2 管理すべき鳥獣の種類

県内に生息する野生のイノシシ（ニホンイノシシ *Sus scrofa leucomystax* 及びブタとの交雑種を含む。）

第3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

対象区域は県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区を除く。

第5 現状

1 生息状況

(1) 捕獲の状況

平成24年2月、県南部の山形県に接した湯沢市秋ノ宮地区において、本県で初めて狩猟により捕獲された。その後、平成27年1月に湯沢市と横手市、平成28年12月に由利本荘市、平成29年1月には湯沢市で各1頭ずつ捕獲されている。

【表-1 参照】

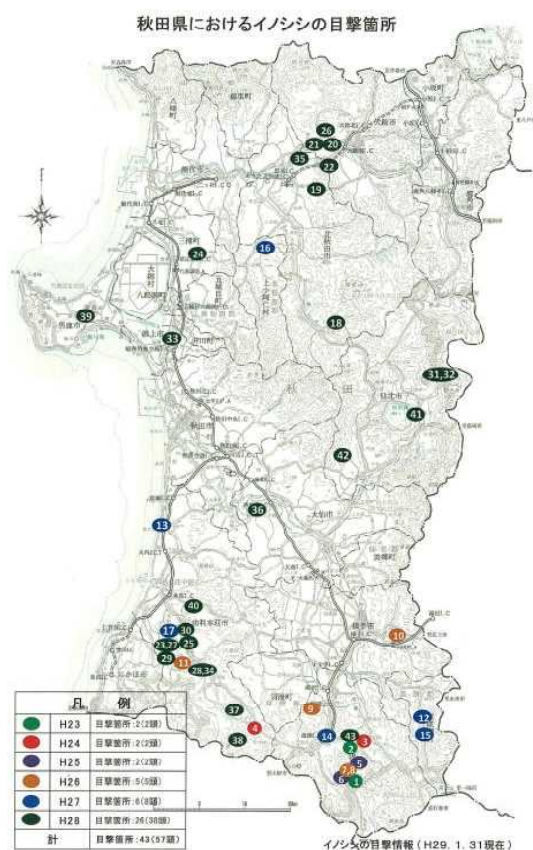
【表-1】 狩猟捕獲数及び目撃頭数（H23年度～H29年1月末時点）

年 度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
狩猟捕獲数	1	0	0	2	0	2
目撃頭数	2	2	2	5	8	38

(2) 生息域拡大の状況

平成24年2月に捕獲されて以降、捕獲や目撃は県南部のみであったが、平成27年1月に初めて県北部の上小阿仁村でも目撃され、その後さらに北上し、平成28年5月には青森県と接する大館市でも目撃された。【図-1】 参照

【図-1】



2 生息環境

(1) 植生と繁殖

イノシシは、草本類やこれらの根、塊根のほか、昆虫やミミズなどを食べて通年を過ごす。秋に堅果類の実を食べることで栄養状況を高め、越冬する。生後1歳半を超えるメスは、一般に晩秋から冬にかけて交尾し、翌年春に約4頭～6頭出産する。出産後早い時期に子を失った個体の中には、再び発情し、再出産する場合があるとされる。

〈イノシシの食性〉 植物食を主とした雑食性

[通年] : 草本類の地上部(牧草や雑草)、地下部(クズやタンポポの根茎、塊茎、いも類などのデンプン質)及び動物質(土壌動物、水性甲殻類)

[融雪期から春期] : 孟宗竹など

[秋期] : 堅果類、カキその他放任果樹類

(2) 本県の潜在的な生息環境

イノシシが採餌し、生息し得る主な土地区分は、森林や農地とされているが、本県の土地利用区分面積を見ると、県土面積の81.5%がこれにあたる(【表-2】参照)。特に食生に影響の大きい広葉樹林の面積は、県土全体の35%を占め、中でもブナ天然林や里山の主体であるナラ林は、イノシシの利用が十分に予想され、これらの区域は生息・繁殖に適した環境であると思われる。また、暖冬による積雪減少等の影響もあり、これらの生息環境を利用することにより、今後、県内全域において、生息数を増やしていく可能性は非常に高いと考えられる。

【表-2】秋田県の土地利用区分面積

区分	面積	構成比
総数	1,163,754ha	100.0%
内、森林	819,494ha	70.4%
内、農地	128,647ha	11.1%

(出典：平成27年度版秋田県林業統計)

3 被害状況

(1) 農業被害

本県における農業被害は、平成28年6月に三種町でじゃがいも畑が掘り起こされた事例が1件確認されているが、小規模であるため被害額等は算出されていない。

(2) その他の被害

平成28年5月に大館市内の国道7号でイノシシが乗用車と衝突する事故が発生しており、このまま生息数の増加が進めば、大型獣類の侵入防止柵の少ない本県の道路事情から、同様の衝突事故のほか、人身被害の発生も懸念される。

第6 管理の目標

1 基本目標

本県は、イノシシの生息しない条件下で農林業が行われ、生態系が成立してきた地域である。また、イノシシに関しては、実用的な個体数推定方法や個体群動向の指標が確立されていないことから、捕獲個体数を管理目標とするのではなく、人とイノシシの軋轢を生じさせないように、被害の発生や目撃情報、狩猟による捕獲データの収集・解析を行うとともに、強力な捕獲圧を加えることにより、生息域の拡大及び個体数の増加の防止を図ることを目標とする。

2 目標を達成するための基本的な考え

一般にイノシシによる被害は、主に農作物被害と生活環境被害であり、シカのように林業被害や生態系被害が深刻化することはほとんどないため、被害対策としては、農地等への侵入を防ぐ被害管理や、餌場や隠れ場所を減らす生息地管理を行いながら、加害個体や繁殖可能個体を中心に捕獲を進める必要がある。

第7 具体的な管理目標及び管理方式

1 農業被害対策

定着した個体による継続した農業被害が発生しないよう、優先的に農地周辺での有害捕獲を実施するとともに、防護柵などの設置により、イノシシが安易に農地に入り込めないようにする。なお、銃器の使用が困難な農地周辺では、わなを使用した捕獲を推進する。

2 生息環境管理

イノシシは、耕作放棄地などにある雑草や廃棄物、森林の下層植生、集落内及び周辺里地の放置果樹も採餌の対象にすることから、集落周辺の除草や農地における廃果等の除去、林縁部の緩衝林の整備、放置果樹の伐採など、農地周辺における生息しにくい環境づくりの取組（集落点検）を普及啓発し、徹底させていく。

3 狩猟による捕獲圧の確保

(1) 狩猟による捕獲の推進

常に捕獲圧を高めるため、一般の狩猟による捕獲を推進するとともに、県や市町村による個体数調整も併せて実施する。

なお、狩猟による捕獲数が少ないことから、規制緩和等の措置は講じないが、今後、捕獲数が増加すれば、狩猟期間の延長を検討する。

(2) 狩猟者の育成・確保及び具体的な目標

本県では、狩猟により捕獲する習慣はないため、イノシシの生態や行動、標的になった場合の動きなどの知識や捕獲技術に精通していない狩猟者が多いことから、各種研修等を実施する必要がある。

また、狩猟者の高齢化・減少傾向が続く中において、狩猟による捕獲圧を高める

ためには、若い狩猟者の育成・確保が必要である。

〈現状値〉 1, 6 6 6 人 (平成 2 7 年度の狩猟登録者数)

〈目標値〉 2, 0 0 0 人 (平成 3 3 年度の狩猟登録者数)

4 個体数調整

個体数調整については、全県において積極的に実施し、生息域の拡大防止に努めるものとする。また、市町村による有害捕獲については、被害が発生していない地域においても予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）を推進する。

また、捕獲した個体の実態を把握するため、市町村や猟友会等の協力を得て、捕獲の月日や場所、雌雄の別などの個体情報を収集する。

5 モニタリング及び目標の管理

計画的な管理を行うため、モニタリング調査（【表－3】参照。）を継続的に実施して、生息等の現状を把握する。また、得られた情報は、管理方法等へフィードバックし、毎年度開催する野生鳥獣保護管理検討委員会において評価を行い、必要に応じて内容の見直しを実施する。

【表－3】モニタリングの内容

項 目	内 容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲の捕獲報告票から、捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率等の基礎データを収集する。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の動向を把握する。
③ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握する。
④ 対策の検証	個体数調整や防除対策の効果を検証し、次の対策に反映する。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施目的、実施期間、実施区域、事業の実施者を次のとおり定める。なお、詳細については、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）において、別途定めるものとする。

(1) 実施目的

管理計画の目標を達成するため、捕獲の強化により個体数の低減を図るほか、捕獲できなかった場合でも周辺調査を行い、被害の状況や侵入経路の確認、加害個体数の推定、フンの採取など、今後の捕獲対策に必要な情報収集を行う。

(2) 実施期間

「第3 計画の期間」内とし、原則として1年を超えないこととする。

(3) 実施区域

「第4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域」とする。

(4) 事業の実施者

秋田県

7 事業実施に向けた予算の確保

県及び関係機関等は、事業実施に要する経費の予算確保に努めるものとする。

第8 計画の実施体制及び普及啓発等

管理計画の目標を達成するため、地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の緊密な連携の下に、被害管理や生息環境管理等の施策の実施に取り組む。

1 各機関・団体の果たす役割

(1) 県の役割

自然保護課は、第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）を策定し、管理の目標を設定する。そして、他の関係行政部局、地域住民、民間団体等の各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。また、実施計画を策定するとともに、当該計画の目標達成のために必要な事業を積極的に実施する。さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）が、鳥獣保護管理事業計画及び特定計画と整合性が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

(2) 市町村の役割

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策事業を活用して、県と連携して被害防止計画に基づく個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、捕獲結果に関する情報は、個体数推定等の重要な基礎情報となることから、定期的に県に報告する。

(3) 狩猟者団体の役割

鳥獣の保護及び管理を行う際は、行政との連携を十分に図る。また、特に、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保対策を確実にを行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

(4) 野生鳥獣保護管理対策検討委員会の役割

学識経験者や関係団体等で構成する野生鳥獣保護管理対策検討委員会は、本計画

を推進するため、以下の役割を担うものとする。

- ア 計画の評価及び見直し
- イ 関係施策についての必要な検討及び助言
- ウ モニタリング結果の評価、分析等

(5) 農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体

組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の提案を行う。

(6) 農業者、林業者の役割

所有する農地や山林について、適切な管理及び被害を受けにくい環境づくりに取り組みほか、研修会等での効果的な防除技術の習得に努める。

また、地域が一体となって被害防除対策を行う場合は、積極的に参加する。

(7) 地域住民の役割

人と鳥獣との適切な関係の構築について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に、鳥獣の管理が必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ゴミや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等の鳥獣を誘引しない取組を進める。

2 管理の担い手の確保と人材の育成

(1) 防除技術の普及促進

農作物被害対策の推進を図るため、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者（市町村、農業協同組合の担当職員等）を育成する研修等を実施する。

(2) 捕獲技術の向上

低密度地域である本県に適した安全かつ効率的な捕獲技術の習得に必要な支援を実施する。特に、今後はわなの使用数の増加が想定されるため、わなにに関する技能や知識の普及を図っていく。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手の確保

認定捕獲鳥獣等事業者やこれと同等以上の技能及び知識を有し、安全管理を行うことができる法人の育成を図り、県による指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手となり得る事業者を確保していく。

(4) 狩猟免許を有しない従事者の活用

農林業等に係る被害を防止するため、法第9条第8項により環境大臣が定める法人が捕獲を行う場合で、次の条件を満たすと認められるときは、狩猟免許を有しない者が従事者に加わる場合であっても、県は、当該法人の申請に対し、法第9条第1項の規定に基づき捕獲等の許可を行うものとする。

- ア 銃器の使用以外の方法により捕獲等を行うこと。

イ 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、狩猟免許を有しない者は、狩猟免許所持者の監督下で捕獲等を行うこと。

ウ 当該法人が、従事者に対して捕獲等に関する講習を実施することにより、捕獲技術や安全性等が確保されていると認められること。

(5) 錯誤捕獲への対応

わなの使用数の増加により、錯誤捕獲の発生が懸念されるため、錯誤捕獲が起こりうる事態を想定した危機管理に関する技能や知識の普及を図っていく。

3 隣接県との調整

自然保護課は、管理計画の推進又は次期計画の策定に当たり、隣接県が定める管理計画との調整を図る。

4 捕獲物の適正な処理

有害駆除等により捕獲されたものについては、原則として持ち帰って適切に処理することとする。なお、急激な増頭や新たな捕獲方法の開発により大量捕獲された場合には、埋設等の処理についても検討する。

5 普及啓発及び広報活動

農林業被害等を未然に防止するためには、捕獲等に依存するだけでは困難であることを広く県民に周知する必要がある。特に、被害が発生するおそれがある地域においては、防除対策や集落点検等の取組を地道に進めることが重要であるため、イノシシの生態や農林業被害の防除技術等に関する研修会の開催や広報活動を推進するものとする。

管理計画の推進に当たっては、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、県のウェブサイト等により公表するほか、各種関連行事等を通じて普及啓発を行う。